**テント等設置確認票**

　(提出先)

長浜公園指定管理者

提出者　住　所

氏　名

電　話　　　(　　)

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

(法人の場合の事務担当者)

所　属

氏　名

電　話　　　(　　)

下記のとおり屋外有料施設等の利用に伴い、公園内にテント等設置を行います。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用施設 | | 野球場・多目的運動広場 | 設置場所 | 野球場内・野球場外・多目的運動広場内・多目的運動広場外 | | |
| 設置予定日 | | 令和　　　年　　　月　　　日　　　　時　　　〜　　　　時 | | | | |
| 設置理由 | |  | 設置数 | 基（　　　㎡） | 固定方法 |  |
| 設置にあたり下記内容について確認をしました。 | | | | | | |
| □ | 安全管理には十分注意し、他の公園利用者等の迷惑とならないよう利用します。 | | | | | |
| □ | 強風時などのテント等が倒壊、飛散する恐れのある場合は設置しません。また、使用中も気象情報について利用者自身で注意し、危険の恐れがある場合にはテント等の使用を中止します。 | | | | | |
| □ | テント等設置にあたり、公園の芝生や樹木等の公園施設の損壊が生じた場合は、提出者が直ちに修復または賠償します。 | | | | | |
| □ | テント等設置に伴い、公園内での火災・盗難・事故が発生した場合は、提出者が一切の責任を負います。また、それに伴い被害が生じた場合は、公園管理者および関係者に対し、修復または賠償を行います。 | | | | | |
| □ | テント等の設置時間は有料施設及び行為許可を得て利用している多目的運動広場の使用時間に伴うため、利用時間終了時にはテント等の撤去を完了します。また、利用時間前にテント等の設置は行いません。 | | | | | |
| □ | 設置終了後は、テント等本体や設置に用いた道具類などすべての物を撤去し、ゴミ等は注意深く処理します。 | | | | | |
| □ | 提出後に渡される掲示物を当日テントへ掲示します。 | | | | | |
| □ | テント等の設置にあたっては重り等を用い、固定をします。 | | | | | |
| □ | 指定管理者から指示があった場合はその指示に従います。 | | | | | |
| □ | その他必要がある場合は、指定管理者と協議し、その指示に従うとともに、都市公園法、同法施行令、横浜市公園条例及び同施行規則を守って利用します。 | | | | | |
| □ | 施設内にテント等を設置する場合は、競技のプレーエリアへ設置しません。また、プレーエリアを確認できない、視界が遮断される構造のテント等は設置しません。**（施設内のみ）** | | | | | |